

奈良県監査委員事務局の標準的な職を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

奈良県監査委員 江南 政治

同 岸 秀隆

同 小泉 米造

同 清水 勉

### 奈良県監査委員規程第一号

奈良県監査委員事務局の標準的な職を定める規程

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、奈良県監査委員事務局の職員が行う職務について、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 職制上の段階  | 標準的な職 |
|---|-------|
| 一 奈良県監査委員事務局規程（昭和五十八年六月奈良県監査委員規程第一号。以下「事務局規程」という。）第四条第一項に規定する事務局長の属する職制上の段階 | 事務局長  |
| 二 事務局規程第四条第一項に規定する次長、参事、主幹及び課長の属する職制上の段階                                    | 課長    |
| 三 事務局規程第四条第一項に規定する主任調整員及び副主幹の属する職制上の段階                                      | 主任調整員 |
| 四 事務局規程第四条第一項に規定する調査員及び主任主査の属する職制上の段階                                       | 調査員   |
| 五 事務局規程第四条第一項に規定する主査、主任主事、主任技師、主事及び技師の属する職制上の段階                             | 主事    |

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。